

編集後記

本号では、ヘルシンキ宣言の2024年改訂について様々な切り口からの論考が掲載されているが、刊行に先立つ2025年1月20日、臨床研究リスク管理研究会（臨り研）の2024年度第2回WEBセミナーが開催され、栗原千絵子氏による「『ヘルシンキ宣言』2024年改訂について」と医療開発基盤研究所（Ji4pe）生命倫理ワーキンググループの皆さんによる「患者市民の研究倫理宣言：患者・市民の、患者・市民による、患者・市民のための、人を対象とする研究の倫理原則についての宣言『ヘルシンキ宣言』2024年改訂に寄せて」の2つの講演が行われた。セミナー登録者数は500名を超え、アクセス数357という、臨り研始まって以来の視聴者数であった。視聴者からも多くの質問や意見が出され、ヘルシンキ宣言とその改訂に対する関心の高さを実感した。

筆者は、ヘルシンキ宣言は職能集団による自律的規範であり、パターンリズムがその根底にあるのは当然のことで、むしろ医師が自らを律する倫理であることに意味があると考えていたが、今回のセミナーに参加して、その考えが硬直的であったことに気づいた。ヘルシンキ宣言には、職能集団の自律的規範という存在を超えて、職能集団以外の様々なステークホルダーが自ら考察し、意見を述べることにより、世界の医療を進化させるという社会的意義があることを学んだ。実際に、歴史を見れば、ヘルシンキ宣言に取り入れられた準則は、医学研究の国際基準となり、各国の法令に承継されていることが分かる。

なお、質疑の中には、なぜ日本では治験情報や治験中の医薬品に関する情報の開示が進まないのかといった日本法令にも関連する質問や、法律家から見たヘルシンキ宣言の改訂、今回の改訂が日本の法令に与える影響など、法律家の話を聞きたいといったコメントが出され、筆者も法律家の端くれとして発信をする責任があるように感じ、検討を開始したところである。

現在では、企業社会も「競争から共創へ」とか「株主への利益還元から社会課題の解決へ」と企業への期待が大きな転換を遂げ、企業にも人権保護の義務が課されるようになったが、医師と患者あるいは市民との関係も、擁護の対象といった対立軸ではなく、各ステークホルダーが自覚と責任をもって共創する時代に進化していることを再認識した。

最後に、セミナーで最も印象に残ったメッセージは、栗原氏の「発信を続ければ受け入れられる」という言葉であった。今回のヘルシンキ宣言改訂における同氏の経験に裏打ちされた力強いものであり、筆者を含め、多くの視聴者に勇気を与えてくれた。

（三村まり子）